

(様式2)

委 任 状

住 所(自署)

私議 氏 名(自署) を代理人と定め、

TEL

下記に関する権限を委任します。

記

(委任事項)

天理市 町 番地先の公共下水道施設工事施行承認申請に関する一切の件

令和 年 月 日

申請者(自署)

(住 所)

(氏 名)

(様式3)

誓 約 書

このたび、天理市 町 番地先の公共下水道施設工事施行承認申請について、下記のとおり誓約いたします。

記

- 申請以外の構造物を築造しません。
- 私道路部分については下水道課と協議を行い、新たに築造する公共下水道施設の維持管理を行う上で、支障のない舗装構成で本復旧を行います。
- 本工事に関して発生する問題は、全て私の責任において円満に解決します。
- 工事施工後、公共下水道施設が天理市 建設部 下水道課の資産となることに異議ありません。

令和 年 月 日

天理市長様

申請者(自署)

(住所)

(氏名)

(様式4)

土地所有者の同意書

令和　年　月　日

天理市長様

土地所有者(自署)

(住所)

(氏名)

申請者から十分説明をうけましたので、下記の公共下水道施設工事施行内容について同意します。

記

1. 施工場所

2. 施工目的

申請者(自署)

(住所)

(氏名)

(様式5)

私有地（私道等）への公共下水道施設布設承諾書

令和　年　月　日

天理市長様

所有権者

(所有者が自署しない場合は、記名と押印が必要です。)

下記に表示された私有地（私道等）の土地（以下「土地」という。）において、公共下水道施設を設置することを下記について承諾します。

天理市

土地の所在	住 所	所有権者	電 話

記

- ① 公共下水道施設の設置に必要な土地の使用及び占用については、永年かつ無償とします。
- ② 埋設された公共下水道施設の所有権は市に帰属します。
- ③ 市が行う維持管理（調査、補修、清掃等）に支障となるような行為はしません。また、市の公共下水道施設について、将来とも蓋の開閉等、市の維持管理上支障のないようにします。
- ④ 維持管理及び新たな公共下水道施設（取付管を含む）の設置時に伴う掘削工事についても承諾します。
- ⑤ 土地の所有権を第三者等に譲渡する場合、その譲受人に対し、土地所有者の義務としてこの承諾内容を継承し、市の権利を承認させます。また、第三者等が同所有権を譲渡する場合も本書が継承されることを確約し、これらの譲渡によって第三者等と市との間に紛争等が生じないようにします。
- ⑥ 布設される公共下水道施設については、利用の制限はしません。また、後に隣接する敷地建築物から下水排出が生じる場合、公共下水道への接続に同意します。
- ⑦ 市の承諾なしに公共下水道施設の構造を変更したり、撤去したりしません。また、当方の都合でやむなく公共下水道施設の移設または撤去を要する場合は市に届け出て、その費用については、当方ですべて負担します。
- ⑧ 土地に用益物権及び貸借権を設定する場合、⑤の項目を準用します。

以上

(様式 6)

令和 年 月 日

天理市長様

申請者
(住所)

(氏名)

公共下水道施設工事着工届

令和 年 月 日付、天下第 号の承認に基づき、下記のとおり公共下水道施設工事を着工しますので届け出します。

記

- | | | | |
|------------|------------|----------|----|
| 1. 工事施工場所 | 天理市 | 町 | 番地 |
| 2. 工事施工業者名 | | | |
| 3. 工事着工年月日 | 令和 年 月 日 | | |
| 4. 工期 (予定) | 令和 年 月 日から | 令和 年 月 日 | |

(様式 7)

令和 年 月 日

天理市長様

申請者
(住 所)

(氏 名)

公共下水道施設工事竣工届

下水道法第 16 条申請により、公共下水道の施設に関する工事が下記のとおり竣工しましたので届け出ます。

記

1. 工事施工場所 天理市 町 番地
2. 工事施工業者名
3. 工事竣工年月日 令和 年 月 日

(様式8)

令和 年 月 日

天理市長様

申請者
(住所)

(氏名)

公共下水道施設引継書

令和 年 月 日付、天下第 号の承認に基づき施工した公共下水道施設工事が完了しましたので、関係図書を添えて引き継ぎいたします。

記

添付書類

1. 位置図
2. 平面図
3. 縦断図
4. 構造図
5. 工事写真
6. 使用材料一覧表

(様式9)

残地における下水道工事費用負担に関する誓約書

令和 年 月 日

天理市長様

申請者(自署)

(住所)

(氏名)

記

1. この度天理市 町 番地において、下水道管の埋設を行います
開発行為または開発行為に準ずる工事の残地(天理市 町 番地)
については、用途が定まり次第順次当方の工事負担において汚水本管及び汚水
枠、汚水取付管を埋設いたします。
2. 当該、残地の所有権および所有権以外の使用に関わるその他の権利を譲渡する
場合、譲受人その他新たに権利を所得する者が、本書の誓約の旨を継承すること
を確約します。